

第2回（仮称）千葉県こども計画策定会議及び県内市町村からの御意見と対応案

番号	御質問	回答
1	「こども・若者」という表記について、「こども」にすでに「若者」は含まれているため、どこまでを「こども」と定義するのか、特に「若者」に特化した支援については「若者」と記載するのか、整理が必要ではないか。 また、「1こども・若者の権利に関する普及啓発」に関して（素案P.2）、「こどもが基本的人権の享有主体として～」とあるが、若者の権利について言及がされていない。「こども」を「こども・若者」と整理できないか。	この計画が対象とする「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及びポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の方としています。 「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期及びポスト青年期の全体が対象となることを明確にする場合に、「若者」の語を使っています。 御指摘いただいた箇所に関しては、表記を「こども」から「こども・若者」に修正しました。（原案P.45）
2	こども・若者の権利に関する普及啓発に関して、「基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会」を目指すとするが（素案P.2）、今後行うヒアリング結果などを踏まえて、どのような社会をイメージしているのかがわかる表現にしたい。	「第3章 計画の基本的事項」において、こども・若者が、個性や多様性が尊重され尊厳を重んぜられること、自己肯定感を持つことができること、希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジでき自分の可能性を広げることができること、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができその意見を表明し社会に参画できること、不安や悩みを抱えたりしても周囲のおとなや社会、仲間にサポートされ乗り越えたりすることができること、など、全てのこども・若者の可能性を広げていく社会を目指していくことについて記載しました。（原案P.36）
3	教職員への「子どもの権利」に係る研修に関して（素案P.2）、不適切保育や施設内虐待、里親によるわいせつ事件も起きているため、教職員だけではなく、こどもに係る他の職業の方にも研修を行ってほしい。 また、「「子どもの権利」が侵害されることがないように指導力を育成」とあるが「指導力」ではなく「支援力」ではないか。	「1-1-①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」において、教職員については、「子どもの権利」が侵害されることのないよう、児童生徒の状況に応じて、福祉につなげていくことが大切であることから、「支援力」の表記に修正しました。 また、こどもと関わる職業の従事者等に対してもこどもの権利に係る研修や周知を実施していくことを記載しました。（原案P.45）

4	こどもの読書活動の推進の施策に関して、学校司書の専門的配置など、学校の図書館の充実についての記載はどうか。	学校図書館については、「1-2-①遊びや体験活動の充実・社会を生き抜く力の育成」に、学校図書館の環境整備の改善や、学校図書館に関する知識等の向上を目的とした研修を実施し、教職員の資質と向上に努めていくことを記載しました。（原案P51）
5	社会貢献活動の推進について（素案P.6）、【施策の方向と具体策】に「県民が、生涯にわたって社会の中で支えあい共に生きていく力を育むことができるよう」とあるが、主語を「県民」ではなく「こども」にしてはどうか。	御意見を踏まえ、「こども・若者が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、」に修正しました。（原案P50）
6	国際交流を実施している県立学校の割合の増加に関して（素案P.12）、すでに日本に在住している外国人や学校にいる児童生徒、外国にルーツのある児童生徒との交流など、身近なリソースを使った国際交流や多文化共生教育ができればよいのではないか。	国際交流の推進については、「1-2-②創造的な未来を切り開くこども・若者の応援」において具体的事業を実施しているところです。 学校にいる外国人児童生徒との交流については、外国人児童生徒が、負担を感じない程度に学級等で自然に日本の児童生徒と交流を行うことができれば良いと考えます。外国人であることを理由に様々な児童生徒と交流を行うことを負担に感じたり、保護者が賛同しない場合があるなどの状況もあるので、外国人児童生徒や保護者の実態に応じて取り組んでいく必要があります。 御意見を参考にしながら、施策を検討してまいります。
7	計画策定においては何をどの水準まで達成するかが重要であり、可能な限り数値目標を設定して実効性のある計画としてもらいたい。例えば、外国人の増加が今後も確実に見込まれる中、日本語教育の拠点を複数設置し、一定レベル習得後に居住地の学校に編入させるなどの取組を検討してもらいたい。	計画策定にあたり、可能な限り項目毎に数値目標を設定し、「第6章 施策推進の目標」にまとめました。 日本語教育の取組についてもその中で「外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている市町村教育委員会の割合」を数値目標に設定しました。（No.5,6）
8	日本語指導に関して（素案P.18③）、先進事例の調査や連携機関との情報交換も重要であるが、そうした取組を経て、次のステップとして具体的に何を行うのか書き込んでもらいたい。	日本語指導に関しては、外国人生徒等教育研究協議会で日本語指導に対する課題や工夫の情報交換を行うことで、外国人児童生徒の受け入れ体制の充実を図っています。 本協議会での協議を参考に、今後の具体的な取組を検討してまいります。

9	子育てサービスは、すぐに使えたり、歩いて行けるところにあるべきであり、ひとり親家庭の日常生活支援などは実施している市町村が少なく、残りの市町村では恩恵を受けることができない。幅広くサービスを用意していかななくてはならないのではないか。	子育てサービスについては、「Ⅱ-1-②子育て環境の整備」において記載しているところです。誰もが子育てサービスを受けられるよう、サービスの充実に取り組んでまいります。 ひとり親家庭等支援施策については、「Ⅲ-④ひとり親家庭等への自立支援の推進」において記載しているところです。国・県・市町村の役割を踏まえ、子育てサービスの充実に組んでまいります。ひとり親家庭等支援施策については、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子・里親部会の御意見を伺いながら進めています。
10	プッシュ型の支援が大事であり、例えば父親が行方不明になっても児童手当の振込口座を母親に切り替えなかったり、離婚時に養育費の取り決めをしなかったりといった親の事情で、こどもに直接被害が及ぶことがないよう、こどものために考え、しっかりと支援していくことが大事ではないか。	児童手当については、「Ⅲ-③子育てや教育に関する経済的負担の軽減」において記載しているところです。受給者の変更については、養育者の申請に基づき行うこととなっており、制度の浸透を図っていく必要があると認識しています。引き続き市町村と連携を図り、制度の周知徹底に取り組んでまいります。 ひとり親家庭等支援施策については、「Ⅲ-④ひとり親家庭等への自立支援の推進」において記載しているところです。ひとり親家庭等支援施策については、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子・里親部会の御意見を伺いながら進めています。
11	スクールソーシャルワーカーを増やしていくことが大事ではないか。 しかし、その数が充足されない中では、学校の教員や保育士などの支援者側が貧困家庭のこどもに早期に気づくことができるようなツールを開発し、研修で使用するなどの取組により、裾野を広げていくことも大事ではないか。	スクールソーシャルワーカーの配置人数を、「第6章 施策推進の目標」において、こどもの貧困に係る目標に設定しました。今後も計画的にスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に努めてまいります。 支援者側が貧困家庭のこどもに早期に気づくことができるようなツールについては、「Ⅰ-4-①こどもの貧困対策」において記載しました。「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、改良の検討や活用のための周知を図ります。

12	「インクルーシブ」については、特別支援教育等において十分に話し合い、検討されたうえで、慎重に表現を用いてもらいたい。	「インクルーシブ教育システム」については、「Ⅰ-5-①障害のあるこどもの療育支援体制の充実」において記載しています。 県では、中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づき、「インクルーシブ教育システム」を第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に盛り込み、その構築のための特別支援教育を推進しているところです。
13	障害のあるこどものインクルーシブ教育の推進については、教育内容や指導方法の改善・充実に加え、担当する教員という人的パワーが必要であり、教員に負担を押し付けるだけにならないよう検討してもらいたい。	特別支援教育に関する教員の専門性の向上については、「Ⅰ-5-①障害のあるこどもの療育支援体制の充実」において記載しています。 引き続き、特別支援教育に関する研修の充実や、これからの特別支援教育を支える人材の確保、育成に努めてまいります。
14	インクルーシブ教育については、障害が無い子どもたちとの交流が少ない中で、どのように共存しながら教育を受けていくのかという難しさがある。教育の中で心のケアまで対応してもらいたい、教員の数も足りておらず、理想と現実との乖離はかなり大きいのではないかな。	障害のあるこどもと障害のないこどもとの交流については、「Ⅰ-2-③多様性を尊重する社会づくり」に、記載しています。特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、パラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組むなど、地域で共に育つ教育の推進に努めています。 また、通常の学級においても、分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進に努めており、一人一人の困難さに応じた合理的配慮の提供により、多様性を認め合える学級経営を目指しています。
15	児童虐待に関して親が相談できる場所を広域で設けてもらいたい、計画の中では相談場所の部分が見えづらいのではないかな。	児童虐待に関して親が相談できる場所については、各児童相談所や市町村の担当窓口の他、「Ⅰ-6-①児童虐待防止対策の充実」の「児童虐待防止ＳＮＳ相談事業」において、児童虐待も含めた保護者の方の子育ての不安や、親子関係などの悩み、お子さん自身からの家庭に関する悩みをＳＮＳで相談できるようにしています。 御意見は、上記事業の参考とさせていただきます。

16	虐待の未然防止に関して（素案P.42）「市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組」を支援するとあるが、わかりにくいため説明が必要ではないか。	御意見を踏まえ、「レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業について、市町村における計画的な事業実施体制の整備が進むよう必要な支援を推進」に修正しました。（原案P.107）
17	虐待を起こした親への指導や家庭復帰に向けての取組など、虐待が起きてしまった後の支援の仕方について、もう少し丁寧に計画に反映してもらいたい。	虐待が起きてしまった後の支援として、児童相談所だけでなく、市町村や関係機関との連携が重要です。 市町村や関係機関との連携については、「Ⅰ-6-①児童虐待防止対策の充実」で記載しています。 御意見は、連携を推進する際の参考とさせていただきます。
18	児童虐待防止対策の充実に関して、【施策の方向と具体策】（素案P.43）2-①の中核市の児童相談所開設支援について、具体的な支援内容の追記（人材確保、人材育成・研修等）や開設後の支援・連携も含め記載を検討してもらいたい。	千葉県子どもを虐待から守る基本計画の見直しにおいて、中核市（児童相談所設置予定市）と協議を行っているところであり、千葉県子どもを虐待から守る基本計画へ記載を行います
19	児童虐待防止対策の充実に関して、【施策の方向と具体策】（素案P.42）の1-①及び3-①の「こども家庭センター」に関する記述で、設置・運営の支援のみの記載となっているが、児童虐待防止対策にあたっては、児童相談所とこども家庭センターの連携が重要であり、令和6年に改正された児童相談所運営指針でも、在宅援助などの面で連携の重要性が謳われたところなので、「こども家庭センターとの連携」についての記載を検討してもらいたい。	こども家庭支援センターを含め、市町村等との連携は重要であることから、「1-6-① 児童虐待防止対策の充実」に、市町村や関係機関との連携の推進について記載しました。 （原案P.107）
20	児童虐待防止対策の充実に関して、県内の児童相談所一時保護所の平均在所日数が他都道府県と比べて長期化しており、第三者評価でも児童養護施設等の不足が指摘されていることについては、中核市が児童相談所を設置する目的にも関係するため、【現状と課題】（素案P.41）への記載を検討してもらいたい。	児童養護施設の人材確保に係る取組への支援については、「Ⅰ-6-②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」において記載しています。 なお、一時保護所の平均在所日数の長期化への対応としては、予防的支援による家庭維持のための最大限の取組み、一時保護児童の家庭復帰、代替養育が必要な場合は里親・ファミリーホームを検討、困難な場合は施設等への入所措置と総合的な対応が必要です。 御意見は、施策を推進する際の参考とさせていただきます。

21	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援に関して、里親家庭における養育環境の整備のためには、里親家庭への支援や研修等を行う里親支援センターやフォスタリング機関をはじめとした里親支援機関との連携も重要な要素となるための【施策の方向と具体策】（素案P.46）1-①～③への「里親支援機関との連携」に係る記載を検討してほしい。	里親家庭における養育環境の整備に関して、「Ⅰ-6-②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」の【施策の方向と具体策】に記載した1①～③の里親に関する支援事業をフォスタリング機関に事業を委託し、連携を図っているところです。 また、里親支援センターの設置に向けて検討を進めてまいります。
22	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援に関して、【施策の方向と具体策】（素案P.46）で、里親等の社会的養育の推進に不可欠な広域的な取組み（児童相談所設置自治体間での連携等）についての記載を検討してほしい。	「児童相談所設置自治体間での連携等」について、具体的に想定されている取組を伺った上で、施策を検討してまいります。
23	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援に関して、【施策の方向と具体策】（素案P.47）の1-⑦について、具体的内容の記載がなく、施設の人材確保と指定しているため、里親支援センターやフォスタリング機関などの親支援機関に言及するとともに、人材確保に向けた具体的な取組内容の例を追記することを検討してほしい。	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援に関して、「Ⅰ-6-②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」に児童養護施設の人材確保に係る取組への支援の具体的な内容について記載しました。（原案P.113）
24	社会的養護経験者に対する支援（素案P.47）について、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により制度化された「社会的養護自立支援拠点事業」では、「相談支援」に加え、相互の交流を行う場所や居住支援など「居場所の確保」も事業の一環とされているところであり、孤立化しがちな社会的養護経験者への支援にあたっては重要な要素となることから、「居場所の確保」に係る記載を検討してほしい。 また、「貸付」とあえて限定せず、「経済的支援」等の記載を検討してほしい。	「社会的養護自立支援拠点事業」の事業の一部である「居場所の確保」については、千葉県子どもを虐待から守る基本計画の見直しにおいて、中核市（児童相談所設置予定市）と協議を行っているところであり、千葉県子どもを虐待から守る基本計画へ記載を検討します。 また、自立にあたっての支援については、「必要な資金の貸付」から「必要な経済的支援」に修正しました。 （原案P.113）

25	産後ケア事業について 「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」（素案P.68）において、「産後ケア事業について、市町村の取組状況等を確認します」とあるが、確認するだけでなく、「確認し、支援します」にしていきたい。 また、「確認の上、委託先確保のための広域的な調整の推進」の旨を記載していきたい。 さらに、産後ケアの複数市町村での産後ケア事業の共同実施の推進や、現在は各市町村がそれぞれで調整している妊産婦のメンタルヘルスについて、県としての体制整備やネットワークの構築等を進めていきたい。	産後ケア事業については、国が示す基本計画等に基づき市町村の実施体制を把握し、どのような支援が必要かを検討してまいります。 御意見を参考にしながら、施策を検討してまいります。
26	産前産後の支援の充実と体制強化について、【施策の方向と具体策】（素案P.68）で3-②として「産前・産後を通じ、対象者が安心して過ごすことができるよう産婦健診の広域的な調整を行うことで当該健診を実施する市町村の支援と実施市町村の拡充を行う」旨を追記いただきたい。	産婦健康診査については、引き続き、市町村の実施状況等を確認するとともに、国の母子保健DXの状況も注視し、必要な検討を進めてまいります。
27	乳幼児健康診査等の推進について、【施策の方向と具体策】（素案P.68）6で、県が乳幼児健康診査等の推進として、唯一の具体策を「健診の啓発普及」とするのではなく、「乳幼児健康診査を行う市町村が、1か月児健康診査や5歳児健康診査など、乳幼児の健康診査を拡充していくことを推進するため、健康診査に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整を行う」旨を追記いただきたい。	1か月児健康診査、5歳児健康診査については、引き続き、市町村の実施状況等を確認するとともに、国の母子保健DXの状況も注視し、必要な検討を進めてまいります。
28	子育て環境の整備に関して、「施策の方向と具体策」として、まず最初に待機児童対策を掲げ、幼稚園や保育所等を地域における子育て支援の拠点として推進することが後ろの方に掲げられているが、親を助ける施策になっていて、こどもの目線の施策になっていないからではないか。	子育て環境の整備については、「Ⅱ-1-②子育て環境の整備」に、こどもの教育・保育の充実や保育人材の確保と資質の向上を初めに掲げ、こどもの育ちのための親と子双方への支援施策を盛り込みました。（原案P.138）

29	居場所づくりに関して（素案P.90） いわゆる不良と言われる子どもたちに対しては、警察や学校とは別に、民間の力を利用したり、ピアカウンセリングのように若い人たちが関わる、いつでもアクセスしやすい、夜中の居場所になるような場所を提供するなど、柔軟な運用が必要ではないか。 また、実際に居場所に関する事業を実施する市町村への支援に関する言及が必要ではないか。 家庭だけに責任を負わせるのではなく、地域に子どもたちが安心できる場所をつくり、社会で支えられるような仕組みをつくってもらいたい。	子ども・若者の居場所づくりについては、御意見を踏まえ、市町村とも適切に連携を図りながら、今後の施策を検討してまいります。
30	計画を推進していくための手法が書かれていないが、分野横断的で切れ目のない支援をつくっていく手法など、別項目を立てて計画に盛り込んでいく必要があるのではないか。	計画の推進については、「第5章 推進体制及び進行管理」において、計画推進のための会議体への子ども・若者の参加や子ども・若者の意見聴取、市町村や子ども・若者施策に関係する様々な関係機関等との連携などについて記載しました。
31	親が子育てに困ったときにアクセスできるワンストップの窓口がなければ、子どもの育つ環境を整えていくことができないのではないか。親が使いやすいよう、計画の中に提示してもらいたい。	相談や支援の窓口については、子ども・若者及び子育て当事者の悩み等に応じた様々な窓口を設けているところであり、例えば、子どもと親のサポートセンターでは、小学生から高校卒業程度の児童生徒や保護者、教職員等を対象に、電話やメール、SNSなど様々な方法により教育相談を実施し、令和6年度から新たにオンライン相談を開始するなど充実を図っています。窓口相互の連携やアクセスのしやすさなど、引き続き、相談体制の充実に努めてまいります。 なお、相談や支援の窓口については、計画の資料編等に掲載することを検討します。
32	共育での推進に関して（素案P.130）、「企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発」を行うとあるが、漠然としており、性別による固定的役割分担意識の払拭など具体的な記載が必要ではないか。	御意見を踏まえ、前後の段落も含め「職場・学校・地域・家庭など社会のあらゆる場において、性別による固定的役割分担意識の解消や、多様で柔軟な働き方の推進など、幅広い男女共同参画意識の普及・啓発事業を行います。」に修正しました。 （原案P.194）

33	育児休職の取得促進について、取得率は上がっているが、実態を見ると取得日数は数日や1週間などといった状況であり、表面的な取得率だけではなく、真の目的が達成できるようなチェックを行うよう検討してもらいたい。	県では、企業に対して隔年で実施している「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」において、育児休業の取得状況のほか、取得促進に向けた課題等を調査し、調査結果を施策展開の参考としており、御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
34	若い世代の結婚・子育てについて、基本的方針では、若い世代自らが望んだ場合に希望に応じて社会全体で支えていくとしているが、むしろ希望する人を増やしていく、積極的なアプローチを行わないのか。今後の具体的な施策について確認したい。	結婚や子育て等については、多様な価値感・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が自ら主体的に選択することが重要である一方で、若い世代が結婚、子育て、仕事等の将来のライフデザインを希望を持って描けることも重要です。 上記を踏まえ、「Ⅱ-3-③結婚の希望をかなえるための支援」に、若い世代に将来のライフイベントについて考える機会を提供できるよう、ライフプランニング支援等について記載しました。（原案P183）
35	こども・若者からの意見聴取については、こどもたち自身が参画していこうという意識を持つこと自体に意味があるため、計画策定時だけではなく、今後、計画の進行管理を行う際においても、引き続き実施してもらいたい。	こども・若者の最善の利益を図るための施策の推進にあたっては、当事者であるこども・若者などの視点を尊重し、その意見を十分に踏まえていくことが重要であり、「第5章 推進体制及び進行管理」にこども・若者からの意見聴取の取組について記載しました。（原案P211）
36	配慮が必要なこども等へのヒアリングについて、児童相談所等の機関を持つ県とは異なり、市町村では実施が難しい部分があるため、県における意見聴取の結果を市町村へ情報共有してもらいたい。	こども・若者からの意見聴取の結果については、（仮称）千葉県こども計画策定会議やフィードバックの際等において、市町村へ情報共有してまいります。
37	小・中・高校生へのWEBアンケート調査結果（資料4）について、こどもの権利の感じ方のうち「差別的な扱い」項目の結果の見せ方では差別的扱いを受けていると感じる割合が非常に高いように誤解が生じてしまうため、結果の見せ方と今後の調査設計にあたっては工夫してもらいたい。	「資料3 こどもの意見反映のための調査結果〈概要版〉」の「差別的な扱い」に関する項目については、誤解が生じないように記載内容を修正しました。 今後とも、こうした調査に際しては、御指摘を踏まえて設計してまいります。

38	今後導入予定の共同親権におけるこどもの成長、こどもの今後の在り方について、意識されているのか。	共同親権は、施行により、ひとり親家庭等の支援等各施策に大きく影響するものと思われるため、意識して対応してまいります。
39	計画の進捗管理の主体はどのような会議体になるのか。その会議体に若者枠を設け、若者の意見を聴くことができないか。	計画の推進にあたり意見・助言をいただく会議体については、「第5章 推進体制及び進行管理」に、学識経験者や関係団体等代表に加えこども・若者に参加していただくことを記載しました。（原案P210）
40	実態をしっかりと反映した目標項目、目標値を設定するとともに、真の効果を示すアウトカム指標をできるだけ設定してもらいたい。 また、目標設定後も、より実態を把握した指標が見つければ随時追加し、エビデンスに基づいた政策立案を行ってもらいたい。	目標については、「第6章 施策推進の目標」に、アウトカム指標を中心に記載しました。 計画策定後も、目標の見直しを実施してまいります。
41	エビデンスに基づいた政策立案や評価については、担当課のみで対応するのは限界があるため、EBPM推進室のような部署を設け、県庁全体で推進してはどうか。	EBPMを進めていくためには、職員のデータ活用に対する意識醸成とノウハウの習得の機会を提供することが重要です。 このため、令和5年度から政策立案などを担当する職員に対し、具体的な分析事例を用いて、データ分析手法などを実践的に学ぶ「データ利活用実践講座」を実施しています。 御意見を参考にしながら、施策を検討してまいります。
42	当事者であるこどもにとっては難解な内容であると思われるため、用語解説やルビ振りなどにより、年少のこどもや外国人のこどもなどにとっても理解しやすい工夫、又は、こども大綱の「やさしい版」のような計画の策定などが必要であるのではないか。	御意見を踏まえ、こども達にとって理解しやすい、計画の概要版の作成について検討してまいります。
43	こどもの意見がどの部分に反映されているかが、何らかの形で明確になっていると良いのではないかと。	こどもの意見聴取においては、わかりやすいフィードバックが重要であり、「資料2-2 こども・若者からの主な御意見と対応案」に、こども・若者の意見を踏まえた対応についてお示ししました。